

# 我が家が焼けた！ 後始末どうすればいい？



「防災訓練」や「防災ガイド」などでは、火災の予防や発生時の対応などの情報はありますが、「火災が発生した後の対処」について詳しく説明をしている資料は見かけません。

火災発生、突然訪れたその不幸に途方に暮れる方が多いのでは無いでしょうか。そのような状況下で、やるべき事を順序立てて行動できる方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。

まず何をすべきか。まとめた冊子が手元があれば心強いと思い作成してみました。窓口の住所、電話番号、Eメールなど、分かる限り記載しました。

内容は所沢市や消防署から発信している情報をもとにしています。

市発行の防災ガイド、自治会発行の防災マニュアル、とともに保管して頂けると幸いです。

紹介した資料は主に所沢市福祉部地域福祉センター「火災に遭われた方へのごあんない」（令和4年9月）を参考にしました。市のHPからごらんになれます。

# 1.「罹災(りさい)証明書」を発行して貰う

火災保険の申請や各種減免手続き、再交付申請手続きに必要な場合があります。

※1 役所やインターネットで防災関係の記事を読むと「慌てる必要は無い」と書かれています。後回しにして良い内容ではありません。

1週間、半月と引き延ばす間に、散乱した火災後の現場を片付けてしまったりすると罹災証明、被害証明が正確に出来なくなってしまいます。火災ショックから立ち直ったら、真っ先に取りかかるのが「罹災証明書」の発行と「被災証明書」の発行手続きです。まず罹災状況の写真を撮りましょう。

そして、あなたが「火災保険」の加入者なら保険会社に連絡しましょう。

## ①まずは、火災鎮火直後の状況写真を撮影する。

全壊・半壊などの判断に役立つ写真を撮影する。

屋根・窓・壁・床・柱、屋内の様子。申請書に添付します。

## ②-1 火災の場合は→所轄の消防署

問合せ先：所沢東消防署富岡分署（神米金256-4）

電話：04-2942-4960

FAX：04-2942-4964

## ②-2 災害の場合→市役所に

問合せ先：所沢市役所（並木1-1-1）

電話：04-2942-4960

FAX：04-2942-4964

## ③申請書用紙をもらい必要事項を記入し写真を添えて発行申請をする

※1 **本人確認書類が必要です。**火災により紛失した場合は再発行して下さい。  
(免許証。マイナンバーカードなど)

※2 自分の家の情報を知っていると「聞き取り調査」「現地調査」「申請書作成」などに役立てることが出来ます。

**何年築、木造（軽量鉄骨）、屋根、床面積など**

## ④ 現地調査してもらう

申請に基づいて現地調査が行われ「全壊・半壊」などの被害区分に認定されます。

## 2. 「被災証明書」も申請しましょう

自然災害で住宅以外の「設置物・自動車・家財など」に対する被害の証明書です。「現地調査」がありません。

必ず片付ける前の被害状況が分かる写真、修理前の損害状況が分かる写真を撮っておきましょう。

※ 上記の証明書は、火災保険の申請や、各種減免手続き、再交付申請手続きに必要な場合があります。

## 3. 公的機関発行物の再交付手続き等

火災による焼損があった場合、下記の窓口で再交付申請することができます。まず電話して、手続方法や必要書類等について問い合わせして下さい。準備するもの（身分証明書など）があります。

項目	(お問い合わせ先)
①印鑑登録証明書	所沢市役所低層棟1階 所沢市市民部市民課
	電 話 04-2998-9087
	FAX 04-2998-9061
	Eメール a9087@city.tokorozawa.lg.jp
②マイナンバーカード	所沢市役所低層棟1階 所沢市市民部市民課(マイナンバー窓口)
	電 話 04-2998-9081
	FAX 04-2998-9061
③住民基本台帳カードはマイナンバーカードに移行しました。必要な方はマイナンバー窓口へお問い合わせ下さい。	所沢市役所低層棟1階 所沢市市民部市民課マイナンバー窓口
	電 話 04-2998-9081
	FAX 04-2998-9061

④年金手帳・年金証書  
(基礎年金番号通知書)

所沢市役所低層棟1階  
所沢市市民部市民課・国民年金担当

電 話	04-2998-9095
FAX	04-2998-9061
Eメール	a9095@city.tokorozawa.lg.jp

⑤国民健康保険証・  
後期高齢者医療保険証

所沢市役所低層棟1階  
所沢市健康推進部国民健康保険課・国保担当

電 話	04-2998-9131
FAX	04-2998-9061
Eメール	a9031@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市役所低層棟1階  
後期高齢者医療担当

電 話	04-2998-9218
FAX	04-2998-9061
Eメール	a9218@city.tokorozawa.lg.jp

⑥介護保険証

所沢市役所高層棟1階  
所沢市福祉部介護保険課

電 話	04-2998-9420
FAX	04-2998-9410
Eメール	a9420@city.tokorozawa.lg.jp

⑦身体障害者手帳

所沢市役所高層棟1階  
所沢市福祉部障害福祉課

電 話	04-2998-9116
FAX	04-2998-1147
Eメール	a9116@city.tokorozawa.lg.jp

⑧療育手帳  
年齢で受付が  
違います。

所沢市役所高層棟1階  
18歳以上 所沢市福祉部障害福祉課

電 話	04-2998-9116
FAX	04-2998-1147
Eメール	a9116@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市役所高層棟2階  
18歳未満 所沢市こども未来部こども福祉課

電 話	04-2998-9223
FAX	04-2998-9035
Eメール	a9223@city.tokorozawa.lg.jp

<p>⑨精神障害者福祉手帳</p>	<p>所沢市健康推進部健康管理課 所沢市保健センター内 所沢市上安松1224-1</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2991-1812</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2995-1178</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>b9911812@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2991-1812	FAX	04-2995-1178	Eメール	b9911812@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2991-1812						
FAX	04-2995-1178						
Eメール	b9911812@city.tokorozawa.lg.jp						
<p>⑩母子健康手帳</p>	<p>子育て世代包括支援センター かるがも 所沢市保健センター内 所沢市上安松1224-1</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2991-1820</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>b9911813@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2991-1820	Eメール	b9911813@city.tokorozawa.lg.jp		
電 話	04-2991-1820						
Eメール	b9911813@city.tokorozawa.lg.jp						
<p>⑪指定難病等医療受給者証等</p>	<p>狭山保健所 狭山市稲荷山2-16-1</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2954-6212</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2954-7535</td> </tr> </table>	電 話	04-2954-6212	FAX	04-2954-7535		
電 話	04-2954-6212						
FAX	04-2954-7535						
<p>⑫パスポート</p>	<p>所沢市パスポートセンター 所沢市くすのき台1-14-5グランエミオ所沢4階</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2968-9719</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9437@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2968-9719	Eメール	a9437@city.tokorozawa.lg.jp		
電 話	04-2968-9719						
Eメール	a9437@city.tokorozawa.lg.jp						
<p>⑬運転免許証の再交付</p>	<p>埼玉県運転免許センター鴻巣市鴻巣405-4</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>048-543-2001</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>048-543-2159</td> </tr> </table> <p>再交付・国外運転免許センター さいたま市大宮区桜木町1-7-5ソニックシティビル4階</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>048-647-4131</td> </tr> </table>	電 話	048-543-2001	FAX	048-543-2159	電 話	048-647-4131
電 話	048-543-2001						
FAX	048-543-2159						
電 話	048-647-4131						

⑭ 社会保険・厚生年金（共済組合）に関することは、お勤め先にご確認ください。

⑮ 通帳・キャッシュカード、クレジットカード等は、それぞれの金融機関、カード会社等にお問い合わせください。

保険番号・年金番号・口座番号・カード会社名（連絡先）などを控えておくと再発行が簡単に出来ます。上記紹介のものは全て再発行出来ますが、本人確認ができる物（免許証・保険証・マイナンバーカード・パスポートなど）が手元にあると下記紹介の申請も含めて手続きが早いです。

## 〇り災時に利用できる主な制度の窓口一覧

火災により、り災された方に対する対応をしている主な窓口です。制度の適用の可否についての詳細及び必要書類等は、直接担当課へお問い合わせください。令和5年時点の情報です。今後制度が変更になる場合もあります。

① り災廃棄物の受け入れ	<p>り災廃棄物を一定条件下にて受け入れています。 「所沢市東部クリーンセンター」</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-5300</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2994-9394</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9388@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-5300	FAX	04-2994-9394	Eメール	a9388@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-5300						
FAX	04-2994-9394						
Eメール	a9388@city.tokorozawa.lg.jp						
② 市営住宅への一時入居	<p>り災により住宅が著しい被害を受けた方は、市営住宅に入居可能な空き住戸がある場合に限り、一時入居(原則1か月間)できます。※一定の条件があります。 「所沢市街づくり計画部 市街地整備課」 (市役所高層棟5階)</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9208</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9163</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9208@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9208	FAX	04-2998-9163	Eメール	a9208@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9208						
FAX	04-2998-9163						
Eメール	a9208@city.tokorozawa.lg.jp						
③ 生活福祉資金貸付	<p>生活福祉資金貸付 限度額10万円 ※ 返済能力及び市内在住(2年以上)の連帯保証人が必要です。 所沢市福祉部 生活福祉課(市役所高層棟2階)</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9201</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9207</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9201@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9201	FAX	04-2998-9207	Eメール	a9201@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9201						
FAX	04-2998-9207						
Eメール	a9201@city.tokorozawa.lg.jp						
④ り災後の必要となる経費の貸付	<p>災害を受けたことで失った家財道具購入や転居費用の貸付をします。 ※埼玉県社会福祉協議会による審査があります。 所沢市社会福祉協議会 相談支援課 (こどもと福祉の未来館1階)</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2968-3960</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2923-4780</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>3960s@toko-shakyo.or.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2968-3960	FAX	04-2923-4780	Eメール	3960s@toko-shakyo.or.jp
電 話	04-2968-3960						
FAX	04-2923-4780						
Eメール	3960s@toko-shakyo.or.jp						
⑤ 緊急小口資金の貸付	<p>災害等の被災によって必要な生活費の貸付をします。 埼玉県社会福祉協議会による審査があります。 所沢市社会福祉協議会 相談支援課 (こどもと福祉の未来館1階)</p>						

	<table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2968-3960</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2923-4780</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>3960s@toko-shakyo.or.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2968-3960	FAX	04-2923-4780	Eメール	3960s@toko-shakyo.or.jp
電 話	04-2968-3960						
FAX	04-2923-4780						
Eメール	3960s@toko-shakyo.or.jp						
③ 市民税・県民税の減免	<p>被災状況に応じて減免します。 所沢市財務部資産税課（市役所低層棟2階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9064</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9409</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9064@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9064	FAX	04-2998-9409	Eメール	a9064@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9064						
FAX	04-2998-9409						
Eメール	a9064@city.tokorozawa.lg.jp						
④ 固定資産税・都市計画税の減免	<p>損害の程度により減免します 所沢市財務部資産税課（市役所低層棟2階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9064</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9409</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9064@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9064	FAX	04-2998-9409	Eメール	a9064@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9064						
FAX	04-2998-9409						
Eメール	a9064@city.tokorozawa.lg.jp						
⑧ 教科書の支給	<p>罹災児童生徒に教科書を支給します 所沢市教育総務部教育総務課（市役所高層棟6階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9232</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9128</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9232@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9232	FAX	04-2998-9128	Eメール	a9232@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9232						
FAX	04-2998-9128						
Eメール	a9232@city.tokorozawa.lg.jp						
⑨ 就学援助制度	<p>り災により所得が著しく減少し、生活が困難であると認められた場合、児童生徒への学用品費、給食費の援助を行います。 所沢市教育総務部教育総務課（市役所高層棟6階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9232</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9128</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9232@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9232	FAX	04-2998-9128	Eメール	a9232@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9232						
FAX	04-2998-9128						
Eメール	a9232@city.tokorozawa.lg.jp						
⑤保育料の減免	<p>災害等により損失が生じた場合、申請により保育料が減額となる場合があります。 所沢市こども未来部保育幼稚園課（市役所高層棟2階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9126</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9035</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9126@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9126	FAX	04-2998-9035	Eメール	a9126@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9126						
FAX	04-2998-9035						
Eメール	a9126@city.tokorozawa.lg.jp						
⑪介護保険料の減免	<p>災害により保険料を納めることが難しいときは、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。 所沢市福祉部介護保険課（市役所高層棟1階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9420</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9410</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9420@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9420	FAX	04-2998-9410	Eメール	a9420@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9420						
FAX	04-2998-9410						
Eメール	a9420@city.tokorozawa.lg.jp						

<p>⑫ 介護サービスの利用者負担額の減免</p>	<p>災害により介護サービスに必要な費用を負担することが難しいときは、申請により利用者負担額の減免が受けられる場合があります。</p> <p>所沢市福祉部介護保険課（市役所高層棟1階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9420</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9410</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9420@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9420	FAX	04-2998-9410	Eメール	a9420@city.tokorozawa.lg.jp		
電 話	04-2998-9420								
FAX	04-2998-9410								
Eメール	a9420@city.tokorozawa.lg.jp								
<p>⑬ 後期高齢者医療保険料の減免</p>	<p>被災状況に応じて減免します。</p> <p>所沢市健康推進部国民健康保険課 （市役所低層棟1階）後期高齢者医療担当</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9218</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9061</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9218@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9218	FAX	04-2998-9061	Eメール	a9218@city.tokorozawa.lg.jp		
電 話	04-2998-9218								
FAX	04-2998-9061								
Eメール	a9218@city.tokorozawa.lg.jp								
<p>⑭ 国民健康保険税及び一部負担金の減免</p>	<p>天災等の損害の程度により一部税額及び一部負担金を減免します。</p> <p>所沢市健康推進部国民健康保険課 （市役所低層棟1階）国民健康保険担当</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9131</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9061</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9131@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9131	FAX	04-2998-9061	Eメール	a9131@city.tokorozawa.lg.jp		
電 話	04-2998-9131								
FAX	04-2998-9061								
Eメール	a9131@city.tokorozawa.lg.jp								
<p>⑮ 国民年金保険料の免除</p>	<p>国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、日本年金機構の審査により保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。審査の特例として、火災等により被害金額が財産の概ね2分の1以上となる損害を受けた場合、納付が「免除」される場合があります。</p> <p>所沢市市民部市民課（市役所低層棟1階）国民年金担当</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9095</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9061</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9095@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9095	FAX	04-2998-9061	Eメール	a9095@city.tokorozawa.lg.jp		
電 話	04-2998-9095								
FAX	04-2998-9061								
Eメール	a9095@city.tokorozawa.lg.jp								
<p>⑯ 障害福祉サービスの利用者負担額の減免</p>	<p>災害その他特別な理由があると認められた場合に減免します。</p> <p>18歳以上：所沢市福祉部障害福祉課（市役所高層棟1階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9116</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-1147</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9116@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table> <p>18歳未満：所沢市福祉部こども福祉課（市役所高層棟2階）</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9223</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9116	FAX	04-2998-1147	Eメール	a9116@city.tokorozawa.lg.jp	電 話	04-2998-9223
電 話	04-2998-9116								
FAX	04-2998-1147								
Eメール	a9116@city.tokorozawa.lg.jp								
電 話	04-2998-9223								

	<table border="1"> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9035</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9223@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	FAX	04-2998-9035	Eメール	a9223@city.tokorozawa.lg.jp		
FAX	04-2998-9035						
Eメール	a9223@city.tokorozawa.lg.jp						
⑰ 中小企業融資事業 (災害復興資金)	<p>事務所や店舗を兼ねた住宅が災害にあった場合に、事業を復興するための資金の貸付けをします。 ※その他条件があります。また、埼玉県信用保証協会による審査があります。 (限度額 5,000万円、期間10年以内、年利 1.75%) 所沢市産業経済部産業振興課 (市役所別館1階)</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2998-9157</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2998-9162</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>a9157@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2998-9157	FAX	04-2998-9162	Eメール	a9157@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2998-9157						
FAX	04-2998-9162						
Eメール	a9157@city.tokorozawa.lg.jp						

○救援物資、日赤見舞金	<p>火災により住家の焼失があり避難をされた場合、日本赤十字社埼玉県支部より救援物資として、「布団・毛布・緊急セット(日用品等)の支給」があります。上記以外の日用品(当座の衣類、茶碗等)が必要な方へ、リサイクル品を提供できる場合がありますので、希望する場合は 現地調査の「聞き取り時」にご相談ください。申請手続はありません。</p> <p>火災の初動対応時に「聞き取り等」を行い、必要な救援物資等をお渡ししています。また、日本赤十字社埼玉県支部所沢市地区より避難された方に対して「見舞金」が支給される場合があります。</p> <p>所沢市福祉部地域福祉センター (こどもと福祉の未来館3階)</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2922-2115</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2922-2195</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>b29222115@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2922-2115	FAX	04-2922-2195	Eメール	b29222115@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2922-2115						
FAX	04-2922-2195						
Eメール	b29222115@city.tokorozawa.lg.jp						
○所沢市り災見舞金・弔慰金	<p>災害による住家の焼失(延床面積の5%以上の焼損)、損壊(延床面積の20%以上の損壊)、及び1カ月以上の治療を要する負傷や災害による死亡の場合、所沢市より、り災見舞金(死亡の場合は弔慰金)を支給しています。被災者の故意または重大な過失がある場合は支給されません。申請手続: 火災によるり災の場合、申請は不要です。支給方法等についてご相談ください。</p> <p>所沢市福祉部地域福祉センター (こどもと福祉の未来館3階)</p> <table border="1"> <tr> <td>電 話</td> <td>04-2922-2115</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>04-2922-2195</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td>b29222115@city.tokorozawa.lg.jp</td> </tr> </table>	電 話	04-2922-2115	FAX	04-2922-2195	Eメール	b29222115@city.tokorozawa.lg.jp
電 話	04-2922-2115						
FAX	04-2922-2195						
Eメール	b29222115@city.tokorozawa.lg.jp						

○民生委員・児童委員の紹介

誰もが地域の中で安心して生活できるように、地域の身近な相談役として、必要な援助を行ったり行政の窓口や地域のサポート先につなぐ橋渡しをしたりしています。心配事などがある場合の身近な相談先として、住所地を担当する民生委員・児童委員を紹介していますので、お問い合わせください。

所沢市福祉部地域福祉センター

(こどもと福祉の未来館3階)

電 話	04-2922-2115
FAX	04-2922-2195
Eメール	b2922115@city.tokorozawa.lg.jp

○ 自治会のり災見舞金・弔慰金

自治会によっては独自に災害見舞金の支給を決めているところがあります。自治会によってそれぞれなので尋ねてください。

(所沢ニュータウン自治会では市の見舞金に準じた見舞金を支給します)

○ 福祉の相談窓口

こどもと福祉の未来館には、福祉に関する困りごとに対応している「福祉の相談窓口」があります。り災後の生活（特に経済的な面など）で困っている場合や、複数の困りごとがあって、どこに相談していいかわからない時などにも、お気軽にご相談ください。

問合せ先：福祉の相談窓口（こどもと福祉の未来館1階）

電 話：04-2941-6366

FAX：04-2923-4780

Eメール：8202t@toko-shakyo.or.jp

相談時間：平日 9：00～18：00

○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

様々な困りごとなどについての相談に応じ、ニーズに応じた相談窓口や地域のサポート先につなぐなど解決に向けて一緒に検討していきます。

所沢市社会福祉協議会では、各地域に「コミュニティソーシャルワーカー」を配置しています。ちょっとした困りごとでもお気軽にご連絡ください。

問合せ先：所沢市社会福祉協議会地域福祉推進課

(こどもと福祉の未来館3階)

電 話：04-2925-0041

FAX：04-2925-3419

Eメール：8202t@toko-shakyo.or.jp

相談時間：平日8：30～17：15

## 地震発生

地震が起きたとき

- ① 第1次避難は1分間。  
出来れば避難経路確保(扉・窓開放)してから  
机の下、柱の間隔が狭いところ等に避難する。  
家族にも声がけする。大きな家具の近くには寄らない。
- ② 揺れが収まったら家族の安否の確認をする。
- ③ ガスの元栓、電気のスイッチが切れているか確認する。
- ④ 外に出て家屋の様子を観察。  
ガス臭がしないか、周囲の電柱・道路に異常はないか観察する。
- ⑤ 近所の被災状況を観察しながら近所の人と避難所に行くかどうか相談する。安否確認の表示を玄関にする。
- ⑥ 震度6弱以上ならば避難所に行って居住する地域の情報提供し、  
避難所からの情報提供を得る。

## 火災発生

火災が起きたときの4STEP！」

- STEP1. ①119番に通報。(小さな火元でも119番通報)  
②隣近所に知らせる。
- STEP2. ①初期消火を行う。  
火が天井に達する前の出火直後であれば、  
自ら行う初期消火も有効。  
(どの様に消火するか。消火器具はあるか)
- STEP3. ①避難。火が天井に達したら消火は無理。  
避難開始。(可能なら、窓・扉を閉めて避難)  
どこへ避難するか(風上で安全な場所)
- STEP4. ①隣近所に火災発生の知らせが届いているか確認  
②近隣の住民も避難しているか。